

學術局、同教員養成課を通じて文部大臣に提出した。

一、最低四學級（二年コース二學級、一年コース一學級、三年コース一學級）

二、各府縣國立大學に少くも一附屬幼稚園をおくこと

三、小學校教員免許狀修得希望者（特に女子にあつては）附屬幼稚園においても實習を行うことを原則とすること。

なお當日の出席者は左の如くである

玉越三朗（文部省）波根治郎（富山大）阿部安三（大阪學藝大）

鈴木三郎（三重大）山本喜三（愛知學藝大）富岡貫一（群馬大）野

間都夫（埼玉大）柏倉亮吉（山形大）田中龍次郎（山梨大）光館廣

忠（東北大）鈴木康一（香川大）岡本一平（高知大）鈴木信政（靜

岡大）宮内孝（千葉大）小川正通（奈良女大）中川武夫（東京學藝大）及川ふみ（お茶の水女大）

### 長崎縣保育會總會並に保育講習會

去八月廿五、廿六の兩日、標題の會合が島原市高等學校において開催され、縣下の幼稚園、保育所より多數參集、盛會を極めた。初日にアウトラインとして稻佐幼稚園長松尾利信氏の童話あり、夕食後島原港前面に散在する小島四十五を數える中を折からの名月の中をモーターボートにて廻遊した。講師並びに演題は左の通り

兒童心理學

長崎大學

松岡重博教授

リズムの指導

同

井上ワカ教授

なお、縣保育會長は松岡重博氏、副會長大場久子氏、有浦俊一氏である。

## 官廳公示連絡事項

### 免許法施行法第七條の

### 期限が三年間延長された

さきに（昭和二十五年五月二十三日）教育職員免許法施行法の改正（法律第二〇〇號）のとき、——本紙七月號掲載——免許法施行法第七條（教職經驗年數を尊重して、一定の經驗年數以上勤務した者は、少ない單位の取得で更に上級の特例で免許狀が得られるような特例）——この第七條は教員のみ（園長には適用されないことに注意する必要がある）の有効期限が「昭和二十八年三月三十一日」までと決定されたのがこのたびの法律改正で（昭和二十五年八月四日法律第二〇三十四號）で三年間延長されて「昭和三十一年三月三十一日」までとなつた。

この結果幼稚園教員の免許狀を有するとみなされた者（施行法第一條に該當する者で舊免許狀をもつてゐる者）や免許狀の授與を受けることのできる者（施行法第二條に該當する者で學校の卒業その他の者）で昭和三十一年三月三十一日までに次の教職經驗年數と單位とをとれば、さらに上級の免許狀が得られるようになったわけである。